2021年度 岡山大学大学院法務研究科 法学既修者入試B日程 試験問題

民事法系 (民法、民事訴訟法、商法)

<解答上の注意>

- 1. この問題冊子は、この表紙を含め5枚である。
- 2. 問題は、問題 1 ~ 問題 3 まである (さらに小問がある)。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
- 3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。各問題ごとに解答 用紙1枚を使って解答すること。
- 4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に 「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入し ないこと。
- 5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
- 6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
- 7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
- 8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
- 9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題1】 次の[問1]および[問2]に解答しなさい。解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。

(注意事項)

【問題1】の全てについて、「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号)および「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成29年法律第45号)による改正後の法律(改正法)の規律が妥当するものとして解答しなさい。

「問1](60点)

[事実](1)から(5)を前提として、以下の[問い]に答えなさい。

[事実]

- (1)2020年5月1日の時点で、Aは、岡山市内に土地(甲)を所有しており、 不動産登記簿上も、甲について、Aを所有者とする登記が行われていた。
- (2) 同日、甲について、AB 間で賃貸借契約(以下、「本件賃貸借契約①」とする) が締結された。

本件賃貸借契約①は、甲を駐車場として使用することを目的とするものであり、期間を2年、賃料を月額3万円とするものであった。

- (3) 同日、B は A に 5 月分の賃料 3 万円を支払い、A は B に甲を引き渡した。
- (4) 同年 6 月 1 日、甲について、BC 間で賃貸借契約(以下、「本件賃貸借契約②」とする)が締結された。本件賃貸借契約②は、甲を駐車場として使用することを目的とするものであり、期間を 1 年、賃料を月額 4 万円とするものであった。
- (5) 同日、C は B に 6 月分の賃料 4 万円を支払い、B は C に甲を引き渡した。
- [問い]本件賃貸借契約②は、Aの承諾を得ることなく締結されたものであり、また、Bは、6月分以降現在まで、Aに賃料を支払っていない。Aは、甲を直接占有しているCに対して、甲の明け渡しを求めたいと考えている。そのためにAが単独で(BやCの了解を得ることなく)することができる行為を一つ指摘し、それを基礎づけることができる可能性のある事由を二つあげて、それぞれによって当該行為を基礎づけることができるか否かを論じなさい。

《次頁に続く》

[問2](20点)

「意思能力」と「行為能力」とは、それぞれどのような能力であるのか、両者の関係も含めて、簡潔に説明しなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】 【事実】を読んで、[問1] および [問2] に解答しなさい。なお、 各問は独立した問題として検討しなさい。

解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」 と記入すること。

【事実】

Xが、Yを被告として、ある土地(以下、「甲地」という)について、所有権に基づく明渡しを求める訴え(以下、「本訴」という)を提起した。本訴の第1回口頭弁論期日において、Yは、Xが甲地を所有していることを認める旨の陳述(以下、「Y陳述」という)をした。

[問1](20点)

弁論準備手続を経た後に開かれた第2回口頭弁論期日において、YはY陳述を撤回する旨の陳述をした。Y陳述の撤回は許容されるか。論拠を示して説明しなさい。

[問2](15点)

本訴の係属後、Xが、Yを被告として、甲地が自己の所有に属する旨の確認を求める訴え(以下、「別訴」という)を本訴とは別の管轄裁判所に提起した。別訴は、本訴との関係で、どのように処理されるべきか。論拠を示して説明しなさい。

《問題2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 次の「問1]および「問2]に解答しなさい。

解答は、【問題1】【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に 「問題3」と記入すること。

[問1](10点)

下記の(1)及び(2)に簡潔に解答しなさい。

- (1)原始定款に記載がなくなされた財産引受(会社法28条2号)の効力について、最高裁判所の判例はどのような態度をとるか。
 - (2) 会社法336条1項が監査役の任期を4年と定めている趣旨は何か。

[問2](25点)

公開会社P株式会社は、監査役設置会社である。P社は、株券不発行会社であり、種類株式発行会社ではなく、発行済株式総数は1000株であり、その株式につき「社債、株式等の振替に関する法律」の適用はない。

P社株式 100 株を有する株主名簿上の株主Aは、2020 年 3 月 15 日、その有するP株式 100 株全部をXに譲渡し、同日、XはAと共同して、P社に対し株主名簿の名義書換を請求したが、P社の過失により、名義書換はなされなかった。同年 6 月 20 日、基準日の定めなくP社の株主総会(以下、「本件総会」という)が開催された。本件総会の招集に際して、P社は、株主名簿の記載に従い、Aに対し招集通知を発し、Aに議決権の行使を認めていた。

同年7月1日の時点で、本件総会の招集通知を受けず、議決権を行使できなかったXは、本件総会でなされた決議の取消しの訴えを提起した。Xの訴えは認められるか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

民法

[問1]

無断転貸借がなされ、かつ、原賃借人による賃料不払いがある場合の、原賃貸人と転借人の法律関係を問うものである。

[間2]

意思能力と行為能力についての理解を問うものである。

民事訴訟法

[問1]

裁判上の自白についての理解を問う問題である。

[間2]

二重起訴禁止の規律についての理解を問う問題である。

商法

[問1]

会社法の諸規定(その趣旨も含む)や判例の正確な理解を問う問題である。

「問2]

会社の過失による株主名簿の名義書換不当拒絶に関する問題である。最判昭和 41・7・28 民集 20 巻 6 号 1251 頁を踏まえ、譲渡人を株主として扱った株主総会決議が瑕疵を帯びるかをていねいに論ずることが期待される。